令和８年第４回定例会
議案第120号補足説明資料

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

１ 令和８年人事院勧告の概要

(1) 本年の給与勧告のポイント（関係分）

① 民間給与との較差（3.51%）を解消するため俸給表を引上げ改定

② 民間の支給状況に見合うようボーナスを 0.05 月分引上げ

(2) 給与改定の内容

① 月例給

・中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定

平均改定率：全体 3.3%

［１級 4.0%、２級 3.6%、３級 3.4%、４級 3.1%、５級以上 3.0%］

・初任給を一律 9,500 円引上げ（高卒 4.7%、大卒 4.1%引上げ）

・再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表(一)の平均改定率 8.5%）

【実施時期】令和８年４月１日

② ボーナス（期末・勤勉手当）

支給月数の引上げ（0.05 月分） 年間 4.65 月分→4.70 月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期
令和８年度	期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月（現行1.2625月）
	勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月（現行1.0625月）
令和９年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	1.075月	1.075月

【実施時期】法律の公布日

③ 駐車場利用に対する手当の新設

１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設。（令和７年人事院勧告分）

２ 条例の主な改正内容

条例名	条項	主な改正内容
(1) 飯田市職員の給与に関する条例	第１条	・令和８年度12月期の期末勤勉手当の支給割合の改定 一般の職員 期末128.75/100・勤勉108.75/100 特定管理職員 期末108.75/100・勤勉128.75/100 定年前再任用職員（一般） 期末73.75/100・勤勉53.75/100 定年前再任用職員（特定管理） 期末63.75/100・勤勉63.75/100 ・給料表の改定
	第２条	・駐車場利用に係る通勤手当の新設 ・令和９年度以降の期末勤勉手当の支給割合の改定（６月期、12月期） 一般の職員 期末127.5/100・勤勉107.5/100 特定管理職員 期末107.5/100・勤勉127.5/100 定年前再任用職員（一般） 期末72.5/100・勤勉52.5/100

		定年前再任用職員（特定管理）　期末62.5/100・勤勉62.5/100
(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例	第３条	・令和８年度12月期の期末手当の支給割合の改定　180/100
	第４条	・令和９年度以降の期末手当の支給割合の改定（６月期、12月期）177.5/100
(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例	第５条	・令和８年度12月期の期末手当の支給割合の改定　180/100
	第６条	・令和９年度以降の期末手当の支給割合の改定（６月期、12月期）177.5/100
(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	第７条	・給料表の改定 ・令和８年度12月期の期末手当の支給割合の改定　180/100
	第８条	・令和９年度以降の期末手当の支給割合の改定（６月期、12月期）177.5/100
(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例	第９条	・特定任期付職員に適用する給料表の改定 ・特定任期付職員に適用する令和８年度12月期の期末手当の支給割合の改定　期末98.75/100・勤勉91.25/100
	第10条	・特定任期付職員に適用する令和９年度以降の期末手当の支給割合の改定（６月期、12月期）　期末97.5/100・勤勉90/100
(6) 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	第11条	・令和９年３月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第１及び第２を適用する。
	附則	・第１条、第３条、第５条、第７条、第９条の規定は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。 ・第２条、第４条、第６条、第８条、第10条の規定は令和９年４月１日から施行する。